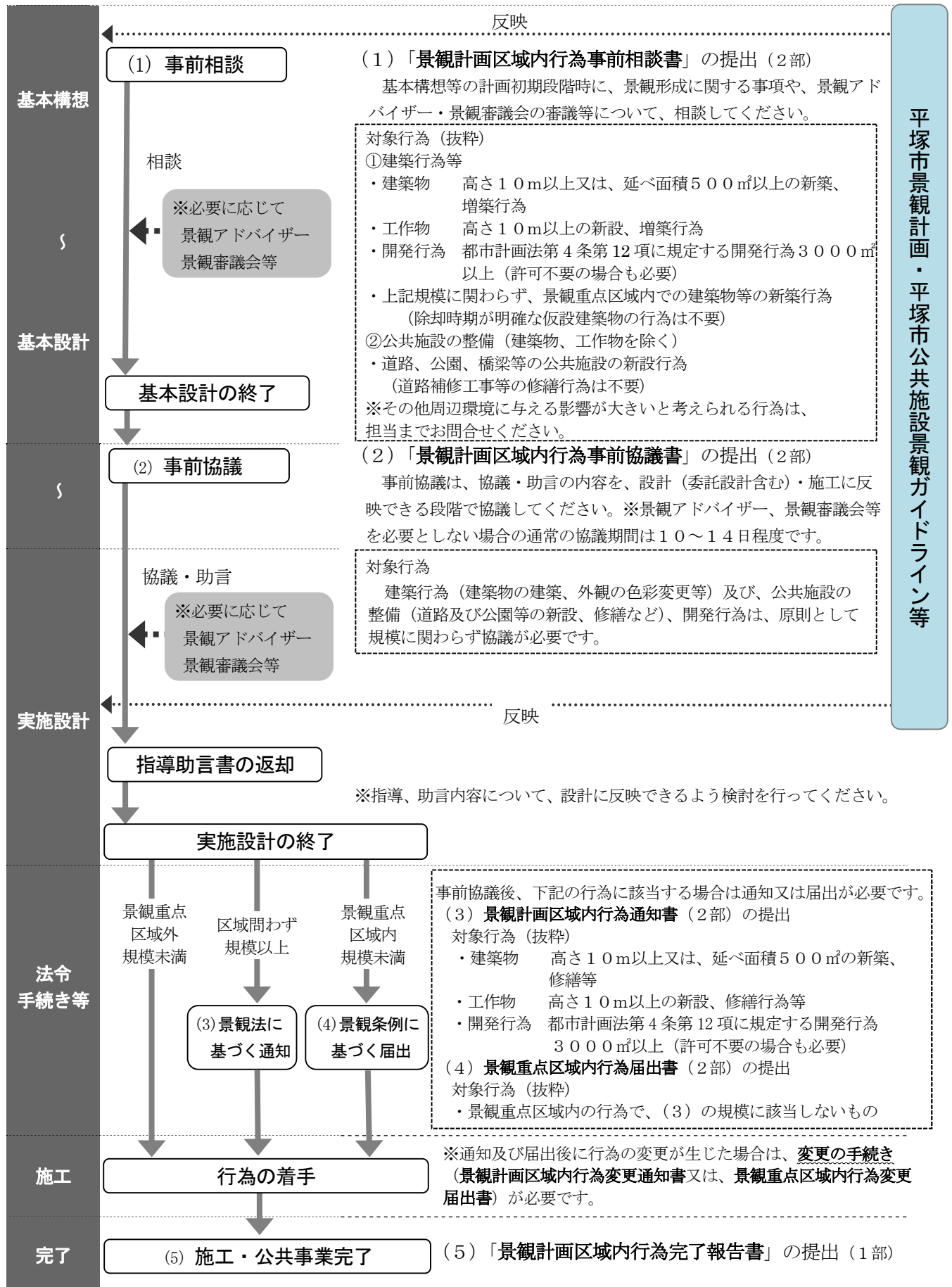


公共事業 景観協議の流れ

平塚市景観計画・平塚市公共施設景観ガイドライン等



※上記フローは基本的な工事を想定したフローとなります。

添付書類

必要な図書は次のとおりです（業務委託等で外部の代理者が手続きを行う場合は委任状が必要です。）

1 事前相談

景観計画区域内行為事前相談書に以下の図書を添付してください。

添付する図書 各2部（正本副本各1部です）

- ☐ 付近見取図
- ☐ 行為の概要が分かる図書（計画する行為の概要や規模などがわかるもの）

2 事前協議

景観計画区域内行為事前協議書に以下の図書を添付してください。

添付する図書 各2部（正本副本各1部です）

- ☐ 付近見取図
 - ☐ 行為の概要が分かる図書（計画する行為の配置や規模、内容などがわかるもの）
- ※下記の通知書、届出書に添付する図書に準じたもの

3 通知、届出

景観計画区域内行為通知書に以下の図書を添付してください。

また、景観重点区域内の行為で、景観法に基づく通知の対象規模には該当せず、平塚市景観条例第18条に基づく届出が必要な行為については、景観重点区域内行為届出書に以下の図書を添付して届出をしてください。添付図書の縮尺は行為の規模により変更可能です。

添付する図書 各2部（正本副本各1部です）

建築物 （色彩の変更においては、※の図書の添付は不要です。）	☐ 付近見取図（1/2, 500 以上） ☐ 配置図（1/100 以上） ☐ 各階の平面図（1/100 以上） ☐ 2面以上の立面図（1/50 以上） ☐ 主要部2面以上の断面図（※）（1/50 以上） ☐ 外構平面図（※）（1/100 以上。植栽は樹木名を記載すること） ☐ 現況カラー写真（2方向以上から撮影し、敷地及びその周辺状況がわかるもの）
工作物 （色彩の変更においては、※の図書の添付は不要です。）	☐ 付近見取図（1/2, 500 以上） ☐ 配置図（1/100 以上） ☐ 平面図（1/100 以上） ☐ 2面以上の立面図（1/50 以上） ☐ 外構平面図（※）（1/100 以上。植栽は樹木名を記載すること） ☐ 現況カラー写真（2方向以上から撮影し、敷地及びその周辺状況がわかるもの）
開発行為	☐ 付近見取図（1/2, 500 以上） ☐ 現況図（1/100 以上） ☐ 配置図[土地利用計画図]（1/100 以上） ☐ 平面図（1/100 以上。土地の形状がわかるもの） ☐ 断面図（1/100 以上。土地の形状がわかるもの） ☐ 緑化計画図（1/100 以上） ☐ 現況カラー写真（2方向以上から撮影し、敷地及びその周辺状況がわかるもの）
屋外照明設備 （サーチライト等）	☐ 付近見取図（1/2, 500 以上） ☐ 配置図（1/100 以上） ☐ 平面図（1/100 以上） ☐ 立面図（設置位置、高さの確認ができるもの） ☐ 意匠図（表示内容がわかるもの） ☐ 現況カラー写真（2方向以上から撮影し、敷地及びその周辺状況がわかるもの）

4 完了報告

景観計画区域内行為(公共)完了報告書に以下の図書を添付してください。

添付する図書 各1部

- ☐ 行為が完了した状況を示す写真（色彩を識別することができるもの）